



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社シキノハイテック  
 代表者名 代表取締役社長 浜田 満広  
 (コード: 6614 東証スタンダード)  
 問合せ先 常務取締役管理本部長 広田 文男  
 (TEL. 0765-22-3477)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月24日(金)開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 資本政策及び配当政策を機動的に遂行することが可能となるよう、定款変更案の通り第43条(剰余金の配当等の決定機関)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己株式の取得)及び同条45条(中間配当)を削除するものです。また、同変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次の通り変更を行うものであります。
  - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第17条)は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりであります。

下線部分に変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
第2章 株式 <u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。	第2章 株式  <u>削 除</u>
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示を	第3章 株主総会  <u>削 除</u>

すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

新 設

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 43 条 (条文省略)

新 設

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 (条文省略)

新 設

(2) 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として、中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第 46 条 (条文省略)

(2) 前項の配当には利息をつけない。

新 設

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

(2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 (現行通り)

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 (現行通り)

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(3) 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

削 除

(剰余金の配当等の除斥期間等)

第 45 条 (現行通り)

(2) 前項の配当には利息をつけない。

(附則)

1 現行定款第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 17 条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 17 条はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年6月24日(予定)

定款変更の効力発生日

2022年6月24日(予定)

以 上